

第8節 給付申請手続及び支払日

(給付申請手続)

第19条 会員が本章の給付を申請するときは、各々次の申請書に必要事項を記載し、自署捺印の上、別表第1号に指定する該当事項の添付書類を添えて、箇所長經由理事長に申請する。

- (1) 第4条～第8条……………慶祝金・弔慰金給付申請書(様式第1号)
- (2) 第10条～第11条……………傷病給付申請書①(様式第2号)
- (3) 第12条～第14条……………傷病給付申請書②(様式第3号)
- (4) 第15条～第16条……………休業給付申請書(様式第4号)
- (5) 第17条……………災害給付申請書(様式第5号)
- (6) 第18条……………退職餞別金給付申請書(様式第6号)
- (7) 第18条の2……………ベビースitter育児支援割引券交付申請書(様式第7号)

2 第9条に該当するときは、遺児奨学金申請書(様式第8号)に必要事項を記載し、遺児の親権者が自署捺印の上、別表第1号に指定する該当事項の添付書類を添えて、理事長に申請する。

(支払日)

第20条 第4条～第8条、第10条、第11条、第18条の申請を受けた箇所長は、申請内容及び添付書類を確認のうえ、自箇所にて会員に給付を行い、理事長に申請書類等を添えてその金額の送金を請求する。

2 第9条、第12条～第17条の申請を受けた箇所長は、申請内容及び添付書類を確認のうえ、理事長に申請手続を行う。

理事長は、内容を審査したうえで仕向送金または会員が指定する本人口座に振込み送金する。